

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

改正内容

1 特別区国民健康保険の基準保険料率の改定

(1) 保険料率の改定(第15条の4、第15条の12、第16条の4関係)

医療分保険料（基礎賦課額）			
ア 保険料率			
・ 所得割	旧ただし書き所得の 6.28 / 100	旧ただし書き所得の 6.02 / 100	
	（旧ただし書き所得 = 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等）		
・ 均等割	被保険者 1 人につき	30,000 円	30,600 円（+ 600 円）
イ 賦課割合			
所得割：均等割	57：43	56：44	
ウ 賦課限度額 510,000 円（変更なし）			
後期高齢者支援金等分保険料（後期高齢者支援金等賦課額）			
ア 保険料率			
・ 所得割	旧ただし書き所得の 2.23 / 100	旧ただし書き所得の 2.34 / 100	
・ 均等割	被保険者 1 人につき	10,200 円	10,800 円（+ 600 円）
イ 賦課割合			
所得割：均等割	57：43	（変更なし）	
ウ 賦課限度額 140,000 円（変更なし）			
介護分保険料（介護納付金賦課額）			
ア 保険料率			
・ 所得割	旧ただし書き所得の 1.65 / 100	旧ただし書き所得の 1.76 / 100	
・ 均等割	被保険者 1 人につき	14,100 円	15,000 円（+ 900 円）
イ 賦課割合			
・ 所得割：均等割	50：50	（変更なし）	
ウ 賦課限度額 120,000 円（変更なし）			

(2) 保険料を軽減する額等の改定（第19条の2関係）

医療分			
ア 7 割減額	被保険者 1 人につき	21,000 円	21,420 円（+ 420 円）
イ 5 割減額	被保険者 1 人につき	15,000 円	15,300 円（+ 300 円）
ウ 2 割減額	被保険者 1 人につき	6,000 円	6,120 円（+ 120 円）
後期高齢者支援金等分			
ア 7 割減額	被保険者 1 人につき	7,140 円	7,560 円（+ 420 円）
イ 5 割減額	被保険者 1 人につき	5,100 円	5,400 円（+ 300 円）
ウ 2 割減額	被保険者 1 人につき	2,040 円	2,160 円（+ 120 円）
介護分			
ア 7 割減額	被保険者 1 人につき	9,870 円	10,500 円（+ 630 円）
イ 5 割減額	被保険者 1 人につき	7,050 円	7,500 円（+ 450 円）
ウ 2 割減額	被保険者 1 人につき	2,820 円	3,000 円（+ 180 円）

特定同一世帯に係る国民健康保険料の軽減特例措置の恒久化

国民健康保険の被保険者であった者が、後期高齢者医療制度へ移行した場合、国民健康保険料の軽減判定において、その者（特定同一世帯所属者）については5年間、軽減判定する際の人数に含めて計算するとした特例措置を恒久化する。

(3) 保険料所得割額算定の特例 (付則第 7 条関係)

旧ただし書き方式への移行に伴う住民税非課税者に対する新たな減額措置

ア 平成 25 年度 旧ただし書き所得の 50 % を控除して所得割保険料を計算する。

イ 平成 26 年度 旧ただし書き所得の 25 % を控除して所得割保険料を計算する。

2 一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例の延長 (付則第 4 条関係)

国民健康保険財政の安定化を図ることを目的として、平成 22 年度から平成 25 年度まで実施するとされていた保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業が、平成 26 年度まで 1 年間延長されることに伴い、両事業に係る拠出金及び交付金を基礎賦課総額の算定に加える特例措置についても、同様に 1 年間延長する。

3 障害者自立支援法等の改正に伴う規定整備 (第 12 条関係)

障害者自立支援法及び同法施行令の改正に伴い、所要の規定整備を行なう。

4 施行日

平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度以後の年度分の保険料について適用する。